

社会福祉法人光紀会 役員報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光紀会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条に規定する理事及び監事（以下、「役員」という。）並びに評議員に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

(報酬)

第2条 役員及び評議員に対する報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員が法人の業務を行うため、出張した場合は費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、職員の旅費支給規程による。

（ただし、日当は3,000円とする。）

(職員兼役員の特例)

第4条 職員で、法人の役員である者については、職員の旅費支給規程を適用する。

(費用弁償の方法)

第5条 費用弁償の方法については、職員の例による。

附 則

この規程は、平成9年 2月 1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成17年12月 1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成27年 8月 1日から施行する。（第1条、第4条関係）

附 則

この改正規程は、平成29年 6月 16日から施行する。